

金融ADR制度における JAバンクの苦情処理措置・紛争解決措置

和歌山県下の各JAおよび信連では、金融ADR制度※における措置として、お客さまの苦情・紛争解決のお申出に迅速・公平・適切に対応するための態勢や内部規則等を整備し、その概要を公表しています。

※「金融ADR制度」とは、金融商品やサービスに関するお客さまの苦情やお客さまとの紛争について、訴訟によらずに迅速・公平・適切な解決を目指すものです。

和歌山県内JA・信連苦情申出先

各JA・信連では、お客様により一層ご満足いただけるよう、以下のとおり、それぞれ窓口においてご相談および苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。なお、お客様からの苦情等については、お取引JAの営業店舗でも受け付けています。

農協名	担当部署	電話番号
JAわかやま	金融部	073-471-3732
JAながみね	金融共済部	073-482-6132
JA紀の里	金融担当部署	0736-77-7803
JA紀北かわかみ	金融部	0736-42-5323
JAありだ	金融部	0737-53-2316
JA紀州	金融部	0738-22-6670
JA紀南	金融部	0739-23-3516
JAみくまの	金融部	0735-52-5807
和歌山県信用農業協同組合連合会	企画管理部	073-488-5534

※JAバンク相談所(03-6837-1359)でも受け付けます。

紛争解決の申出先

以下の弁護士会で紛争の解決を図ることができますので、利用を希望されるお客さまは、苦情申出先またはJAバンク相談所(03-6837-1359)にお申し出ください。JAバンク相談所から下記のいずれかの弁護士会へのお取次ぎをいたします。

○和歌山弁護士会紛争解決センター
○公益社団法人民間総合調停センター（大阪府）

※ お客さまとJA・信連との苦情・紛争の解決にあたっては、本ページに掲載している窓口以外の他の団体等の窓口もご利用いただけます。